

環 第 4 3 4 号
令和 4 年 1 月 4 日

関係団体の長 様

島根県環境生活部環境政策課長
(大気・水環境グループ)
(公 印 省 略)

石綿事前調査結果報告システムのユーザーテストの実施について (依頼)

日頃から本県の大気環境行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。
さて、改正大気汚染防止法が順次施行され、令和4年4月1日には、建築物等の改修・解体工事における石綿の事前調査結果を、管轄の保健所（松江市域は松江市）に報告する制度が始まります。

本制度における報告は、原則、国が整備する“石綿事前調査結果報告システム”から電子申請で行っていただく必要があります。

この度、本制度の開始に当たり、国において当該システムのユーザーテストが別添のとおり実施されますので、貴協会会員への周知とユーザーテストへの参加についてご協力くださいますようお願いいたします。

なお、国においては、下記のとおり当該システムによる電子申請の説明動画を作成されましたので、併せてご参照ください。



動画 1

システムへのログイン方法
システムへの入力方法①
(6分39秒)



動画 2

システムへの入力方法②
(3分53秒)



動画 3

システムへの入力方法③
(4分09秒)



動画 4

申請済み情報の
検索・変更の方法
(6分31秒)

※これらの説明動画は、環境省ホームページに掲載されています。

環境省 HP 『(石綿) 事前調査結果の報告について』

http://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html

<担当>

島根県環境生活部
環境政策課
大気・水環境グループ
TEL : 0852-22-5277